

2025年12月号

FP 武蔵野グループ



おひとり様の相続と墓地問題

AFP 柳沢志賀子

最近、私の周りで親が亡くなり、相続のことや墓地をどうするか考えているおひとり様が増えている。(おひとり様とは、生涯独身の人、子がない人で配偶者と死別あるいは離別。父母も既に他界している人のこと。)

私も前期高齢者となり子供もいないので、ある程度準備をしておいた方がいいかもしれませんと調べてみることにした。

★ひとりになった時の相続

本人が亡くなったときに発生する問題として、葬儀や埋葬、各種行政手続き、様々な契約の解除、残されたペットの引き取り先探し、デジタル遺品を含めた遺品整理、居宅などの相続財産の処分、申告納税などがある。

疎遠になっていた親族や行政、入所施設の職員などの第三者が手続きを担う可能性もある。

★最低限の準備が必要

○遺言がなく、相続人が兄弟姉妹等の場合

宅地等を取得した時「小規模宅地等の特例」の適用が受けることができ、また、それを売却した時「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用を受けることもできる。(いずれも一定要件が必要)

さらに不動産を取得した場合の登録免許税は軽減措置の対象となり、不動産取得税は非課税となる。

死亡保険金の受取人に特定されれば、死亡保険金の非課税規定の適用を受けることができる。

○相続人がいない(相続人不存在)の場合

相続人が明らかでないとき、相続財産は法人とされ相続財産の清算手続きが行われる。

相続財産清算人の選任と相続人であることの申し出の公告(官報掲載)が行われる。

結果、相続人がいないことが確定すると、相続財産清算人が被相続人の債務を支払うなどして生産を行ったうえで、残った財産が国庫に帰属する。

○特別縁故者がいる場合

特別縁故者が財産分与を家庭裁判所に請求し認められると、清算後残った相続財産全部または一部を受け取ることができる。

○遺言書がある場合

疎遠にしている兄弟姉妹に財産が相続されたり、相続財産が国庫に帰属することを望まない場合、遺言で渡したい個人や法人に財産を引き継ぐことができる。

自分の生き後の財産が社会貢献につながることから公益法人等への遺贈寄付に対する関心が高まっている。

おひとり様の墓地問題として後継ぎがない、遠く離れているため墓じまいを考える人が増えてきました。そこでどんな墓が自分に合っているのか調べてみました。

★墓地には、公営墓地、民営墓地、寺墓地、永代供養墓、樹木葬、納骨堂、散骨、手元供養等がある。

○公営墓地は自治体が運営。生前予約はできない。競争率が高いことが多い。

一時費用はまちまちで、年間管理料は3千円から1万円程度。

○民営墓地は靈園管理会社中心に運営。永続性が懸念されるケースもある。

一時費用は安価。年間管理料は5千円から1万円程度。

○寺墓地は寺が運営。

一時費用は高額。年間管理料は5千から1万円程度。

○永代供養墓は墓地の一角にある永代供養墓に遺骨を収蔵。墓地の管理者が供養を行う。

原則一代限りで、子、孫などの遺骨は収蔵できない。

一時費用は安価。年間管理料は不要。

○樹木葬は個人や家族複数名向けや合祀などがある。永代供養。七回忌など一定の時期に合祀されることが多い。

一時費用は安価。年間管理料は3千円から1万円程度。

○散骨は遺骨を粉状にして海や山への散骨。一部を散骨、一部を手元供養してもいい。

一時費用は安価。年間管理料は不要。

○手元供養は骨壺などに分骨したり、数珠などに加工して手元に置く。

一時費用は容器代のみ。年間管理料は不要。

(FPジャーナル参考)

FPは相談者の状況をあらゆる方向から見て、弁護士の力を借りないと解決しないとか
社会保険労務士に依頼すれば解決できそうだとか判断することができ、適切な専門家へ
つなぐことができます。

まず自分でできることはエンディングノートに記載できるものは記入して整理し、遺言書
を残しておくことで認知症を発症しても遺言の内容を実現することができます。

最後に

最近、海洋散骨ツアー事業を始めたFPを紹介します
私も現地で海洋散骨クルーズのお手伝いさせていただいております。

↓

海のかなたに“理想郷がある”と語り継がれる南の島・加計呂麻島。
私たちの海洋散骨クルーズは、穏やかな海と静けさに包まれて、
自然へと還るという想いを丁寧に形にします。
南の島で、肩の力がふっと抜けるような穏やかな時間を—。

[加計呂麻島の海洋散骨クルーズ | 奄美大島エリア／貸切・代理・模擬体験に対応](#)

以上